

4 . パブリックコメントの結果について

平成15年度環境省政策評価書（事後評価）（概要版）（案）について、平成16年7月9日から7月22日まで、広く国民からの意見募集（パブリックコメント手続き）を行いました。

寄せられた意見の概要及び意見に対する環境省の考え方については、以下のとおりです。

（1）意見募集の概要

- ア 意見募集対象：平成15年度環境省政策評価書（事後評価）（概要版）（案）
- イ 意見募集期間：平成16年7月9日（金）～7月22日（木）
- ウ 告知方法：記者発表、環境省ホームページ
- エ 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

（2）受付意見数

意見提出件数2件（延べ意見数12件）

平成15年度事後評価	12件
自然環境保全と自然とのふれあいの推進	5件
地球規模の環境の保全	1件
大気環境の保全	4件
・ 自動車排出ガス対策	(3件)
・ 基礎調査・監視測定体制の整備	(1件)
健康保健対策	2件
・ 公害健康被害対策（補償・予防）	(2件)

(3) 受付意見の概要及び意見に対する考え方

該当分野	意見の概要	意見に対する考え方
<p>自然環境保全と自然とのふれあいの推進</p>	<p>自然保護官（レンジャー）の任務、役割、地区事務所との関係が不明確である。</p>	<p>環境省では自然環境保全のために全国に11の地区自然保護事務所とその出先機関として約70の自然保護官事務所を設置しています。現地に駐在する自然保護官は地区自然保護事務所の指揮監督と支援を受けて、主に国立公園の許認可事務や野生生物の保護、利用指導などの業務を行っています。両事務所合わせた職員数は230名程度ですが、地元自治体や関係機関・団体と連携を図りながら、また、ボランティアの協力も得ながら、自然環境の保全と適正な利用が図られるように今後とも努力してまいります。</p>
	<p>環境省と都道府県庁との関係が不明確である（北海道長距離自然歩道の整備における環境省と道との分担関係）。</p>	<p>環境省では自然環境保全のために全国に11の地区自然保護事務所とその出先機関として約70の自然保護官事務所を設置しています。現地に駐在する自然保護官は地区自然保護事務所の指揮監督と支援を受けて、主に国立公園の許認可事務や野生生物の保護、利用指導などの業務を行っています。両事務所合わせた職員数は230名程度ですが、地元自治体や関係機関・団体と連携を図りながら、また、ボランティアの協力も得ながら、自然環境の保全と適正な利用が図られるように今後とも努力してまいります。</p>

<p>自然環境保全と 自然とのふれあいの 推進 (続き)</p>	<p>自然公園の施策に対する情報公開や市民参加が限定的である(十勝三股の「ふれあい自然塾」整備構想における委員会選定方法、北海道長距離自然歩道の整備についての情報等)。</p>	<p>平成 11 年 10 月に策定した十勝三股ふれあい自然塾整備運営基本計画については、公園利用者のニーズが変わってきたことや地域における NPO 活動が活発になってきたことなどにより現計画の見直しの必要性が生じたことから、平成 15 年に新たな検討会を設置して見直しを行っています。検討会は、自然環境、地域活動に関する学識経験者、関係行政機関、地元自治会、観光関係団体、自然環境保全活動団体、自然解説活動団体の他、歴史的建造物保存・活用団体などで構成されており、会議は公開して開催しています。</p> <p>また、北海道長距離自然歩道の整備については、事前説明会の周知を北海道に依頼し、新聞(地元紙を含む)等に開催について情報提供するとともに、地区事務所及び北海道から関係市町村に周知し、市町村より市民活動団体等に参加依頼を行いました。なお、会場内で活発な意見が出され、その場で回答を求められた場合には、パブリックコメントに寄せてもらい、意見を反映させました。</p>
	<p>自然公園での文化景観の保存への取り組みに消極的である(十勝三股での「ふれあい自然塾」整備について)。</p>	<p>現在検討している十勝三股ふれあい自然塾に関する見直し計画では、歴史資源については、解説板などによりその顕在化を図る予定であります。なお、環境省の実施する自然公園等施設整備については、国立公園の公園計画に基づき、その地域の自然環境にふれあい、正しく理解していただくことを主眼に行っております。</p>
	<p>自然公園外との一体的な交通施策への取り組みが見られない(自動車利用適正化要綱を上回る公園外からの交通手段の誘導、公共交通機関の優先等の施策を国土交通省等の他省庁と連携して行っていくとする姿勢が全く見られず、地球温暖化対策としても不十分)。</p>	<p>現在検討している十勝三股ふれあい自然塾に関する見直し計画では、歴史資源については、解説板などによりその顕在化を図る予定であります。なお、環境省の実施する自然公園等施設整備については、国立公園の公園計画に基づき、その地域の自然環境にふれあい、正しく理解していただくことを主眼に行っております。</p>

<p>地球規模の環境の保全</p>	<p>部門別に排出源対策をいかに行っていくのか、他省庁とどのように連携していくのかが不明である。</p>	<p>現在政府は、地球温暖化対策推進大綱に基づく対策・施策を一体となって推進しています。</p> <p>環境省においては、平成 15 年度から、石油特別会計を活用して、各部門における二酸化炭素の排出抑制対策を行っています。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運輸部門の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオエタノール混合ガソリン等利促進補助事業等 (2) 業務その他部門の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー等用バイオエタノール利用促進補助事業 ・ 地中熱ヒートポンプシステム試験利用補助事業等 (3) 家庭部門の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生用小型風力発電システム普及促進補助事業 ・ 家庭用小型燃料電池導入補助事業 ・ 複層ガラス等省エネ資材導入補助事業等 <p>を実施しています。</p> <p>本年は、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、現在中央環境審議会において審議を進めていただいています。審議の結果を踏まえ、省庁間での連携した対策も含め、各部門における必要な追加対策を導入してまいります。</p>
<p>大気環境の保全 (自動車排出ガス対策)</p>	<p>部門別に排出源対策をいかに行っていくのか、他省庁とどのように連携していくのかが不明である。</p>	<p>環境省では、平成 17 年の世界で最も厳しい排出ガス規制の実施、自動車 NOx・PM 法に基づく対策の実施、低公害車の普及促進等の自動車排出ガス対策について、関係省庁と連携し、その着実な実施に努めております(例えば、低公害車の普及促進施策については、環境省、経済産業省及び国土交通省が連携して、補助事業等を実施しております。また、従来から環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省による道路環境対策に係る関係省庁会議を開催しております)。</p>

<p>大気環境の保全 (自動車排出ガス 対策) (続き)</p>	<p>NO₂の環境基準達成率が指標として示されているが、現在のNO₂環境基準策定の経過を踏まえるのであれば、下限値である0.04ppmを目指すように示すべきである。</p>	<p>NO₂の環境基準については、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」(昭和53年3月中央公害対策審議会答申)を最大限尊重し、そこで提案された指針に即して「1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下であること」と決定されたものです。</p> <p>また、当該基準による大気汚染の評価及び適用範囲については、ゾーンで示された環境基準と地域の二酸化窒素の濃度の水準による区分を設け、次のように運用することとされています。</p> <p>0.06ppmを超える地域：当該地域の全ての測定局において0.06ppmが達成されるように努める。</p> <p>0.04から0.06ppmまでのゾーン内にある地域：原則として、このゾーン内において、都市化・工業化にあまり変化が見られない場合は現状程度の水準を維持し、都市化・工業化が進む場合はこれを大きく上回ることはないように努める。</p> <p>0.04ppm以下の地域：原則として0.04ppmを大きく上回ることはないように努める。</p> <p>大気環境の保全に関する政策目標として掲げている「環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。」という目標については、全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率を用いて評価しておりますので、NO₂についても、前述の考え方を踏襲し、今後も各地域において環境基準が達成されるよう努めてまいります。</p>
	<p>評価結果で示されている「総合的な対策」について、「***や××などを含めた総合的な対策」と示すべきでないか。課題として示されている以上、より具体的な方向性を示す必要がある。</p>	<p>ご意見をふまえ、評価結果の該当部分を以下のように修文致します。</p> <p>「依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、早急な改善が必要であり、平成17年の世界で最も厳しい排出ガス規制の実施、自動車NO_x・PM法に基づく対策の実施、低公害車の普及促進等、総合的な対策の充実、強化等が課題。」</p>

<p>大気環境の保全 (基礎調査・ 監視測定体制 の整備等)</p>	<p>PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害化学物質など、知見の充実とともに、これらの測定体制をいつまでに整えるかを目標値として具体的に示す必要がある。</p>	<p>PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害化学物質などの健康影響に関する知見については、疫学調査や動物実験の実施及び諸外国の知見の入手等により、今後もその充実に努めてまいります。</p> <p>また、測定体制の整備については、いつまでにどの程度の測定体制を整備するかという目標値を設定することは困難ですが、今後もその必要性に応じて、モニタリングの充実に努めてまいります。</p>
<p>健康保健対策 (公害健康被害 対策(補償・予防) (下位目標1))</p>	<p>「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害保健福祉事業および健康予防事業については、既存の認定患者が全国的に高齢化し、新たな生活実態上の課題をかかえているが、達成状況および評価結果の記述において、これらの問題認識が明確に示されていない。「指標」「実績値」「目標値」とともに、具体的に示す必要がある。</p> <p>対策に対して、関係者からの評価を求めるべきである。</p>	<p>「公健法に基づき、被認定者への公正な補償給付等の実施を確保する」ことは、達成すべき目標として認識しており、この中には、認定患者の高齢の実態を踏まえた効果的な公害保健福祉事業等の検討が含まれるものと考えています。</p> <p>既に高齢の被認定者の方々に対して療養生活に関するアンケートを実施しましたが、この結果のフォローアップや医療関係者等からの意見聴取を踏まえて、施策の必要性、「指標」「実績値」「目標値」の設定の妥当性等の検討に役立てていきたいと考えています。</p>
<p>(公害健康被害 対策(補償・予防) (下位目標2))</p>	<p>平成8年度より、大気汚染に係る環境保健サーベイランス事業が継続的に行われているが、調査開始から7年が経過しての知見や蓄積データの分析などの評価や総括を行うべきではないか。評価結果の概要に、公害健康被害対策(補償・予防)にどのように寄与したのか、「指標」「実績値」「目標値」を示すとともに、調査結果を分かりやすく情報提供することが必要である。</p>	<p>環境保健サーベイランス調査については、平成8年度から本格的に実施されていますが、平成12年度以降のデータ解析からは5年分のデータが蓄積されたことから、経年的な解析(蓄積されたデータの総合解析)も実施しているところです。本調査は、予見的観点から大気汚染とぜん息等の症状の関係を監視するものであり、「指標」「実績値」「目標値」を設定する性質のものではありませんが、引き続きサーベイランス調査を着実に実施することが、公害健康被害の予防につながるものと考えています。また、環境保健サーベイランス調査結果については、年度ごとに、解析結果とその概要を環境省ホームページにおいて公表しています。なお、報告書全文については、国立国会図書館及び環境省図書館で閲覧することができます。</p>